確　　　　約　　　　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　転　用　者　住所

　　　　　 　　 　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

 　　　 土地所有者 住所

　 　　　 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

 　　　 耕　作　者 住所

 　　　 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　富士山南麓土地改良区　理事長　杉澤　數馬　様

 貴土地改良区の地区内の下記農地について、農地法第４条・第５条の規定による許可申請・届出等を行うので、富士山南麓土地改良区農地転用取扱規程第３条の規定に基づいて確約書を提出しますから、意見書を交付願います。

 　　　　記

１　転用しようとする土地

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市 | 大　字 | 字 | 地　番 | 地目 | 地　積 | (㎡) | 土地所有者住所・氏名 |
| 富士市 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 | 筆　 |  |  |  |

確　　　　　　約　　　　　　事　　　　　　項

(1)　転用農地の区域内に現存する既設農業用施設（農業用用排水路、道路、その他農用地の保全等に必要な施設）について付替工事を要するときは、従来の効用を害しないよう土地改良区と協議の上、転用者が費用負担し施工する。なお、転用後も農業用施設を継続使用するときは、土地改良区が維持管理する。

(2)　転用農地の区域内またはこれに隣接する農業用施設を毀損し、その責が転用者に帰すべきときは、転用者において復旧する。

(3)　転用者は土地改良区が維持管理する農業用施設を利用し常時注水等を行うときは、当該経費について土地改良区の指示に従い負担金を納入する。

(4)　土地改良法第４２条第１項の規定による組合員としての権利義務は転用者が一切を継承する。

(5)　土地改良法第４２条第２項の規定による必要な決済は組合員（または転用者）が下記のとおり履行する。

 (ｱ) 必要な決済金　　　　　　　　　　　　　円

 (ｲ)　納　 期 　限　　土地改良区の指示に従う

　 (ｳ)　決済金の内訳　　維持管理費・工事費、農林漁業資金等未償還債務額、補助金返還相当額

(6)　転用者は農業用施設及び農地に汚物等を投入、流入しない。

(7)　転用者は建造物の付近農地に対して日照通風等の被害を最小限に留めるよう配置する。

(8)　転用者は工場より生ずる廃液油脂等の排出により下流農地に被害を生じないよう措置し、万一被害を生じたときは、転用者がその責を負うとともに措置を行う。

(9)　転用者、組合員及び利害関係者は、現に施行中の土地改良事業または将来施行する土地改良事業に対して支障を与えないよう協力する。

(注)1　土地所有者、転用者等が多数または転用しようとする土地が多い場合は当該記載事項を別紙とすることができる。

 2　確約事項は転用面積の多少、土地改良事業の規模、地区の状況等により必要な事項を定めること。

 3　確約事項中(4)は農地転用後も土地改良事業の利益を受ける場合であり、(5)は利益を受けることがなくなるので除斥する場合である。